

# ○大府市母子家庭等自立支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条の規定による母子家庭自立支援給付金及び法第31条の10の規定により読み替えて準用される法第31条の規定による父子家庭自立支援給付金（以下これらを「給付金」という。）の支給に関し、法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）、自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添1）及び高等技能訓練促進費等事業実施要綱（別添2）（平成26年雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 この要綱の対象となる給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大府市自立支援教育訓練給付金（法第31条第1号（法第31条の10において準用する場合を含む。）に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。以下「訓練給付金」という。）
- (2) 大府市高等職業訓練促進給付金（法第31条第2号（法第31条の10において準用する場合を含む。）に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。）
- (3) 大府市高等職業訓練修了支援給付金（政令第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び政令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。）

(給付金の支給)

第3条 訓練給付金は、政令第27条第1項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。）に規定する受給資格者であって、市内に住所を有するもの（以下「訓練給付金受給資格者」という。）に支給する。

- 2 大府市高等職業訓練促進給付金及び大府市高等職業訓練修了支援給付金（以下「訓練促進費」という。）は、政令第28条第1項及び第29条第2項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。次条第3項において同じ。）に規定する受給資格者であって、市内に住所を有するものに支給する。

(住所の異動者の取扱い)

第4条 訓練給付金の受給資格者が、政令第27条第1項に規定する教育訓練（以下「教育訓練」という。）の修了日前に、市内に住所を有しなくなったとき、又は政令第27条第1項に規定する受給資格者が、教育訓練の修了日後に、市内に住所を有したときは、訓練給付金を支給しないものとする。

- 2 大府市高等職業訓練促進給付金の受給資格者が、政令第28条第4項（政令第31条の9第2項において準用する場合を含む。）に規定する高等職業訓練促進給付金の支給期間に市内に住所を有しなくなったときは、当該住所を有しなくなった日の属する月まで、

大府市高等職業訓練促進給付金を支給するものとする。

- 3 政令第28条第1項及び第29条第2項に規定する受給資格者が、市内に住所を有した場合であって、転入前の住所地において、訓練促進費の支給の決定を受けているときは、市長が当該訓練促進費の支給の決定をしたものとみなして、市内に住所を有した日の属する月の翌月から支給するものとする。ただし、当該訓練促進費の支給の決定をした都道府県又は市町村から訓練促進費の支給が行われる場合を除く。

(給付金の支給の手続)

第5条 給付金の支給の手続に要する書類は、次のとおりとする。

- (1) 省令第6条の8及び第6条の9（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）に規定する訓練給付金の支給の手続

ア 大府市自立支援教育訓練給付金支給申請書（第1号様式）

イ 大府市自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（第2号様式）

ウ 大府市自立支援教育訓練給付金却下通知書（第3号様式）

- (2) 省令第6条の10から第6条の17（省令第6条の17の7において準用する場合を含む。）までに規定する訓練促進費の支給の手続

ア 大府市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（第4号様式）

イ 大府市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（第5号様式）

ウ 大府市高等職業訓練促進給付金等却下通知書（第6号様式）

エ 大府市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第7号様式）

オ 大府市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失通知書（第8号様式）

(給付金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した給付金の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行し、同年5月29日から適用する。